

| | |
|------|-------------|
| 受付番号 | 平成30年 第34号 |
| 受付日 | 平成30年 5月15日 |
| 質問者 | 加藤清助 議員 |

文書質問答弁書

回答日：平成30年 6月 5日
 担当部局：こども未来部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく加藤清助議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問

全国で、待機児童問題が社会問題になっていることはご承知の通りです。

待機児童は、首都圏を中心にした大都市部だけの問題ではなく、本市においても下表のように、毎年2月初めに、市が保育が必要と認定した子どもに、「定員の都合により」との理由で「不承諾通知」を出し、その後、2次調整を経て、最終4月1日時点の待機児童数を三重県に報告しています。

各年度の一次募集結果

| 年度 | 入所申込み（人） | 承諾数 | 不承諾数 |
|----|----------|------|------|
| 27 | 1591 | 1444 | 147 |
| 28 | 1630 | 1509 | 121 |
| 29 | 1684 | 1502 | 182 |
| 30 | 1776 | 1582 | 194 |

2次調整後の「待機児童数」

| 年度 | 人数 |
|----|----|
| 27 | 59 |
| 28 | 64 |
| 29 | 54 |
| 30 | 33 |

以上が、本市の近年の保育所入所申込み及び待機児童数の推移となっています。

まさに、平成29年度6月議会答弁「しかしながら、平成30年度については、まだ北部において一部待機児童が発生するのではないかと見込んでいる」との答弁どおりの結果になっている。

「子育てするなら 四日市」とはとても言えないような状況が続いていることは残念であり、遺憾である。

また、平成30年度4月の待機児童の年齢別内訳は

(誤)

| 年齢 | 待機児童数 |
|----|-------|
| 0歳 | 0名 |
| 1歳 | 29名 |
| 2歳 | 1名 |
| 3歳 | 1名 |
| 4歳 | 0名 |
| 5歳 | 0名 |
| 合計 | 33名 |



(正)

| 年齢 | 待機児童数 |
|----|-------|
| 0歳 | 0名 |
| 1歳 | 31名 |
| 2歳 | 1名 |
| 3歳 | 1名 |
| 4歳 | 0名 |
| 5歳 | 0名 |
| 合計 | 33名 |

※市より加藤清助議員に提供した資料の数値が間違っていたため、上記のとおり訂正いたします。

以上が保育幼稚園課からの数値報告です。

本市では、待機児童ゼロ宣言目標を平成29年度から平成31年度に先延ばししました。

しかしながら、児童福祉法は、保育の必要がある児童に保育の施設、量と保育の質を確保することは自治体の責務と定めています。

この責務に対する平成29年6月議会の答弁は「児童福祉法第24条第1項に、定める保育の実施については、市として保育を必要とするすべての児童に対して保育を提供できる体制を整備していく責務があると認識しております」であった。

もちろん、本市は、公立保育園の定員拡充及び民間保育園の整備事業に取り組んでいることは承知しています。

平成30年度には、市域中部に60名、市域南部に150名の保育園の開設、さらに平成31年度においても、市域北部に190名程度の保育枠の確保を行うと答弁された。

平成30年度の保育所整備事業予算計画の園整備・定員は

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|---------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 日の本第2 | 9 | 9 | 12 | 20 | 20 | 20 | 90 |
| たいすいノース | 7 | 18 | 20 | 25 | 25 | 25 | 120 |
| 第2ひばり | 12 | 15 | 16 | 17 | — | — | 60 |
| 合計 | 28 | 42 | 48 | 62 | 45 | 45 | 270 |

となっており、この整備によって平成31年4月開園の受け入れで本市の待機児童問題が解消されるのではないかと期待するところではある。

しかしながら、先の待機児童年齢別内訳及び「不承諾」通知人数や女性の就労状況いかにによって待機児童ゼロ宣言ができるものでないことも予想されます。

かかる、経過、状況を踏まえ、前述の「不承諾通知」になった児童の行方を検証し、問うものです。

平成30年度入園申込みの、不承諾194人は、2次調整の結果、待機児童33人になったとの報告であるが、161人は、調整の結果、第2、第3希望・・・の認可保育園に入所できたのか、地域型保育所に入所したのか、認可外保育所に入所したのか？

あるいは、入所をあきらめて、育休を延長することになった保護者がいるのか、等についてお尋ねします。

■答弁

[平成30年度入園申込みの不承諾の状況について]

平成30年4月入所における申込については1,776件を受け付け、調整の結果、平成30年2月に1,582件の申込みについて承諾通知を送付し、194件について不承諾通知を送付したところです。

不承諾を通知した194名の児童および承諾通知を送付したもののうち再度の入所調整の依頼のあった49名の併せて243名について、改めて入所調整を行い、76名について入所承諾を行いました。

その結果、再度の入所調整においても入所できなかった児童は167名になりますが、国の通知に基づいて待機児童を算定しますと、167名のうち、特定の保育所等を希望している者110名、入所申込時に求職中であったが4月1日時点で求職を行っていない者15名、4月1日以降の入所希望日で申請を行った9名を待機児童から除外し、残った33名を待機児童として三重県に報告を行っております。

なお、ご質問のあった不承諾の者のその後についてですが、認可保育園、地域型保育所への入所はされておりません。また認可外保育所への入所、育休休業の延長をしているかについては把握しておりません。

■質問

また、平成31年4月開園整備を進めている前記の3園の定員数を見ると本年4月の待機児童の大多数を占める1歳児・29人を上回る定員枠・合計42人となっている。

平成27—31年度「四日市子ども・子育て支援事業計画」について、3年目の平成29年度に見直し改定が行われたところである。

保護者の願いは、ただ保育の受け皿が増えることを望んでいるわけではありません。その願いは、子どもにとって条件が整う居住地近くで就学前まだ預かり続けることができる施設への入所にあると思います。

ニーズの高い、0～3歳の低年齢児の入所枠の拡大が求められるが、4・5歳は他園へ移る選択をしなければならなくなるようでは、こどもの発達・成長過程において不安要素を残すことになるのではないか、見解を求めます。

■答弁

〔低年齢児保育所からの転園児童の発達・成長過程の不安について〕

平成31年4月開園予定の3園のうち、1園は定員年齢として0歳児から3歳児に特化した保育園として開設を予定しております。

現在の本市の待機児童が全て0歳児から3歳児の低年齢児であることから、事業者の社会福祉法人と協議したなかで、この年齢設定となっております。

確かに4歳児となった時点において転園を伴うこととなりますが、4歳児という年齢は、物や人への興味が広がる時期であって、新たに出会う友達や、新たな環境に十分順応することができる年齢と考えており、こどもの発達の成長過程において、不安要素を残すことはないと考えております。

また、実際に卒園年齢に達し転園するにあたり、保育において不安が生じることのないように園児の様子などを、極力転園元から転園先へ伝達を図っております。

なお園での対応に加えて、本市といたしましても、転園時の入所審査に加点を行うなどの配慮を行っております。

■質問

また、本市においても保育所整備事業を取組んでいるところですが、厚生労働省2018年度 保育施策に関連して、全国児童福祉主管課長会議における保育課関係説明資料（2018年3月20日 厚生労働省 子ども家庭局）によれば、保育所整備交付金について、次のようにある。

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進めるため、2017年度補正予算及び2018年度予算案において、企業主導型保育事業を含め、合計115万人分の受け皿整備に必要な予算を計上するとともに、保育の受け皿増が必要な地域における施設整備や改修に係る国庫補助金の嵩上げ、2分の1 → 3分の2 を引き続き行い、意欲のある市町村の取り組みを支援することとしている。

また、昨今の資材費及び労働費の動向を反映し、平成29年度における交付基準額から3%増の補助単価の改定を行う予定であるので、各市町村におかれては積極的な保育の受け皿確保に向けた取り組みを進めていただくようお願いする」とあるが、下線部の実施状況を確認したい。

■答弁

〔保育所整備事業にかかる国交付金の嵩上げの申請状況について〕

保育園新設にかかる保育所等整備交付金につきましては、通常の国庫補助率は2分の1です。また、嵩上げについては、「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市において行われる保育所整備について、原則として、施設整備が行われる保育所等が所在する地域において、定員を超える申込児童数が見込まれている年齢の定員数が増加する事業としており、その補助率は3分の2となっております。

なお、本市においても北部ブロックがこれに該当しており、来年度開設の3園について国庫補助率の嵩上げについて国へ申請を行っているところであり、国からの採択を受けるものと考えております。

また、今年度の保育所等整備交付金交付要綱の交付基準額を昨年度額と比較したところ、本体工事費等において約3%の増額となっております。

■質問

次に、待機児童解消のためには保育士不足の解決、処遇改善とセットの問題であると考えています。保育士、とりわけ、民間保育士や非正規の保育士の処遇改善こそ求められていることは、この間の協議の中でも共通認識にできたと思っています。

平成28年6月議会答弁において、本市の民間格差補助金の実績に関連して、園の平均勤続年数に応じて公私の格差手当を支給していると、本市独自の処遇改善の方策について述べられた際、「現行の補助基準の額では10年目以降の上積みがございません。これについては今後の検討課題であると認識しております」とのことでありましたが、その後、この課題についての、検討、実施はいかがだったのかお尋ねします。

■答弁

〔民間保育所に対する処遇改善の検討状況について〕

民間保育所における保育士の処遇改善施策につきまして、本市独自の施策として、平成4年度より園全体の職員の平均勤続年数に応じて、4年未満、4年以上7年未満、7年以上10年未満、10年以上の区分に応じて手当に相当する補助を行う制度を有しております。

一方で国においては平成29年度から処遇改善（処遇改善率の一律2%増、職務職責に応じた加算）を行う施策が実施されました。

このことにより、勤続概ね7年以上の者も副主任保育士といったリーダー等としての処遇改善が行われました。この改善には10年目以上の保育士も含まれることから、10年目以上の保育士における公私格差も徐々に解消につながるものと考えております。

■質問

また、前述同様、国の保育士処遇施策について、平成29年度及び平成30年度の改善・前進点について、具体的内容、公定価格・加算等お尋ねします。

■答弁

〔平成29年度・30年度における国の保育士処遇施策の改善点について〕

平成29年度より実施された国による保育士処遇改善策については、1人当たり一律月額6千円程度が加算されました。

また、民間保育所において新たに副主任保育士など中堅役職を創設していただき、その職務・職責に応じて、経験年数が概ね7年以上の副主任保育士等は月額4万円、経験年数が概ね3年以上の職務分野別リーダー等は月額5千円が加算されました。

平成30年度につきまして、加算内容の変更はございませんが、民間保育所においては、経験年数が3年以上7年未満の保育士が多いことから、支給された加算分を園が柔軟に配分可能な制度へと変更がされております。